

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1065号

## 令和4年度4月採用

### 本山町職員(保健師)採用試験のお知らせ

【職種及び採用予定人員】

職種	採用予定者数
一般行政職（保健師）	若干名

【給与・勤務条件等】

給与は本山町一般職員の給与に関する条例による。勤務条件等は本山町一般職員の例による。

【受験資格】

①昭和62年4月20日以降に生まれた者で保健師免許を有する者、または令和4年3月まで「取得見込み」の者。

②本山町に住所を有する者または採用後本山町に居住する者。

③右記の受験資格を有する者であつても次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられたもの執行を終つたもので、又その執行を終つた日がなかつたもの者。

イ 本山町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する行為を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

【提出書類】

① 受験申込書【※】

② 資格免許状の写しまたは、資格取得見込証明書

③ 写真2枚（3cm×4cm）：うち1枚は申込書へ貼付のうえ提出するもの。

【※】はホームページよりダウンロード可

【受付期間】

10月13日（水）まで

受付は、平日の午前9時から午後5時（昼休み除く）まで、役場2階・総務課にて行います。（代理人可）郵送による申込みは、10月13日（水）の消印まで有効。封筒の表に「採用試験申込書」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。

○ 第一次試験

【日時】 10月22日（金）午後1時30分

【場所】 本山町内（詳細は受験者に通知）

【合格発表】 本山町役場正面玄関に掲示、ホームページに掲載のほか、受験者に通知します。

※ 本山町は、障がい者の雇用の促進に取り組んでいます。

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-22223

本山町ホームページでも詳細を記載しております。

<http://www.town.motoyamakochi.jp/>



## 本山町産直・交流施設「本山やぐら市」指定管理者の募集について

本山町では、本山町産直・交流施設「本山やぐら市」を核とした地域全体の農林業の振興、就業の場の確保等の展開や地域農林業等生産の向上に寄与する活動、消費者と体験交流活動の実施、地産地消活動の実施などの展開を目的とした施設利用を図るために、指定管理者を公募するようになりました。

【指定管理対象施設】

本山町産直・交流施設「本山やぐら市」所在地 本山町本山5002番地2

【業務内容】

- 施設及び付属設備等の維持管理に関する業務
- 施設の運営に関するその他

【指定管理期間】

令和4年4月1日から

令和6年3月31日（5カ年）

【申請者の備えるべき資格等】

指定を受けようとする申請ができるのは、法人、その他の団体（法人格の有無は問わないが、個人での申請は不可）

【申し込み期限】

11月1日（月）

【指定管理者の選定方法】

選定委員会による総合的な審査による

※なお、指定管理者の決定及び指定管理期間等については議会の議決後となります。

【申請の提出及び問い合わせ先】

F7801-3002N 本山町本庁4

井がびの推進課

電話 76-30010

## 「本山町飲食店応援クーポン」

### 追加販売します

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている飲食店の事業継続を支えるために販売中の50%のプレミアムが付いた「本山町飲食店応援クーポン」を1,000冊追加販売することとしました。

地域経済活性化のため、お得なプレミアム付きクーポンをぜひご利用ください。

#### 【本山町飲食店応援クーポン概要】

①販売期間 11月30日（火）まで

※完売次第終了

②使用期間 12月31日（金）まで

③販売額

1冊7,500円分のクーポン

(500円×15枚綴)を5,000円で販売

※販売総数3,000冊 1人につき1回最大4冊まで購入可（複数回の購入可）

#### 【クーポン販売場所】

①本山町商工会（平日午前8時30分～午後5時）

②モンバルアウトドアヴィレッジ本山（午前9時～午後8時）

#### 【クーポンの使用できる店舗】

本山町ホームページ及び全戸配布チラシを参照

#### 【問い合わせ先】

〒671-0001 推進課産業振興班

電話 76-30016

## 林業退職金共済制度（林退共）について

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が従事者の働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うというものです。

退職金は、雇用事業主が変わっても企業間を通算して計算されます。

以前、林業の仕事に従事されたことがあり、その当時林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。詳しくは本部または高知支部へお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

（独）勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

電話 036-731-2889

高知支部（高知県森林組合連合会）

電話 0888-8555-7050

## 特設人権相談所開設について

人権擁護委員会による「特設人権相談所」を開設します。女性・子どもに関する人権問題、高齢者や障がい者に対する差別や虐待、コロナ問題、その他の暮らしの悩みごと等、人権に関する相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。

【日時】 10月13日（水） 午前10時～午後1時

午後1時～午後3時

【開設場所】 役場 1階 町民相談室

【問い合わせ先】 住民生活課住民班 76-2113

## 毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

### 民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施しますので、日頃より心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制（相談日の1週間前まで）です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【日時】 10月15日（金）

午後1時～3時30分

（相談時間は、1組あたり30分です。）

【場所】 役場1階 町民相談室

【事前予約連絡先】 総務課 電話 76-22233

## 「一日行政相談所」の開設について

総務省では、10月18日（月）から24日（日）までを行政週間と定め、本山町でも次のとおり一日行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

【日時】 10月21日（木） 午前10時～午後3時

【場所】 役場2階 第2会議室

【行政相談員】 高知行政監視院行政相談センター

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-22233



## 本山町交通安全市民会議表彰について

現在、本山町交通安全市民会議表彰（優良自動車・二輪車運転者）の受付をしております。

申請は、各地区長で取りまとめて受付しておりますので、該当される方は、各地区長、又は総務課までお問い合わせください。

【対象者】実際に、自動車・二輪車を運転している者。

高知県交通安全協会の会員であって、人格、技能でも優れた模範であり、かつ、次の要件を備えた者。

- （1）過去6年以内に交通事故を起こして処罰を受けなかった者
- （2）過去6年以内に交通違反を犯して処罰を受けなかった者

【募集締切】 10月22日（金）まで

【備考】免許センターへの無事故・無違反証明書の発行手数料として、670円を負担していただきます。

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-22223

## 毎年10月は「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン期間」です。

がんは、昭和56年より我が国の死因の第一位であり、平成30年には年間約37万人が亡くなっております。今後とも、人口の高齢化に伴い死亡者数の増加が見込まれています。

早期発見・早期治療により、非常に高い確率で治せます。

がん検診を定期的にご受診することを習慣にし、精密検査が必要と出たら、必ず受診しましょう。

【問い合わせ先】

保健センター 電話 70-10000



## 献血のお知らせ

献血バスがやってきます。

皆様のご協力を、よろしくお願いします。

【実施日時】 10月29日（金）

午前9時30分～午後0時30分

【場所】 保健センター

【対象者】 次の条件にかなう人

- ◎ 年齢 男性 17～69歳  
女性 18～69歳
- ◎ 体重 男女とも50キロ以上の人
- ◎ 前回の献血から男性12週間・女性16週間以上たっている人
- ◎ ヘモグロビン値、血圧測定等で医師が健康と認める人
- ◎ 出血を伴う歯科治療（歯石除去を含む）をしていない人
- ◎ 今までに輸血や臓器移植を受けていない人
- ◎ 現在妊娠中、または授乳中でない人
- ◎ この6ヶ月間に出産、早流産していない人

献血量 400ミリリットル

※ 献血者等の安全確保のため、献血をお断りする場合がございます。ご了承下さい。

【問い合わせ先】

保健センター 電話 70-10000



## 地域医療健診について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、8月23日から9月27日まで地域医療健診の実施を延期しておりますが、左記の日程で再開します。

なお、今後とも、感染拡大状況によっては、延期になる可能性があります。

実施日	案内地区
10月11日（月）	下関 ※午前のみ
10月18日（月）	三区
10月25日（月）	四区
11月1日（月）	四区
11月8日（月）	上関
11月15日（月）	北山東

※お住まいの地区以外の日程でも、健診を受けることができます。受診希望日の1週間前までに、保健センターまでご連絡ください。

【問い合わせ先】

保健センター 電話 70-10000



## 老朽住宅除去補助事業について

本山町内の緊急輸送道路や避難路の沿道に位置する老朽化した住宅や、住宅密集地域に位置する老朽化した住宅で、倒壊や火災にやむを得ず周囲の住民に被害を及ぼすおそれのある住宅の除却を行う方に対し、予算の範囲内において、除却工事に関する経費の一部を補助します。

### 【住宅除去の条件について】

①町内にある空き家で、周辺の住環境に悪影響を与え、建物、又は倒壊した場合に避難路等を閉塞する恐れがある建物

②町が実施する老朽度の測定基準を満たす建物など

### 【補助対象限度額について】

除却工事費の80%、1,045千円までを上限に補助（例）除却工事費が1,000千円であれば800千円の補助が受けられます。

### 【申し込み及び決定方法について】

10月29日までに担当課まで申し込み後、選定委員会でご決定します。

【問い合わせ先】 建設課 76-3017

## 負担を軽減しながらリフォームが可能 空き家活用補助事業について

空き家の所有者、その所有者から空き家を借る受ける個人又はNPO法人等が、住宅確保要支援者の居住に使用する住居として、活用するために行う改修工事などに係る費用を補助します。

### 【改修補助の条件について】

- ①1戸建りの住宅であること
- ②耐震性が確保されていること
- ③個人の所有であること

- ④10年以上空き家バンクに登録する事
- ⑤3親等以内の者が空き家を賃貸又は譲渡しないこと

### 【補助対象限度額について】

空き家改修費1,857千円、耐震改修費1,200千円（昭和56年以前に建設された建物が対象）を上限に補助します。

### 【申し込み及び決定方法について】

10月29日までに担当課まで申し込み後、選定委員会でご決定します。

【問い合わせ先】 建設課 76-3017

## 空き家を活用しませんか？

### 空き家活用促進事業について

本事業は空き家を地域資源として有効活用するため、町内に空き家を町が借り上げて改修し、移住定住者等に貸し付ける住居です。

### 【空き家住居の条件について】

- ①1戸建りの住宅であること
- ②耐震性が確保されていること
- ③空き家の所有者が改修・転居する事を承諾できるもの
- ④空き家の状態が良いもの
- ⑤所在地が土砂災害区域に指定されていないもの

### 【改修の内容及び限度額について】

台所・浴室・トイレなど水まわりを基本として改修費4,500千円、耐震改修費1,200千円（昭和56年以前に建設された建物が対象）を上限に整備します。

### 【借上げの期間について】

所有者と町の契約期間は10年。契約期間満了後、空き家所有者に返還します。

固定資産税相当額を借地料として町がお支払いします。（家賃収入はありません）

### 【申し込み及び決定方法について】

10月29日までに担当課まで申し込み後、選定委員会でご決定します。

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-2223

## 「Yahoo!防災速報」を活用した 防災情報の配信を開始しています

本山町では、防災や災害に関する情報発信の多重化を図るため、Yahoo!株式会社から提供されている「Yahoo!防災速報」アプリを活用した防災情報（自治体からの緊急情報）の配信を9月13日より開始しています。

告知端末や防災無線による情報発信に加え、災害発生時や災害が発生するおそれのある場合、避難所の開設情報や災害への注意喚起情報を自治体からの緊急情報として配信します。自身やご家族の安全を守るために、スマートフォンをお持ちの方は専用アプリをダウンロードして活用ください。

左記のQRコードを読み取ることでダウンロードサイトへ移行します。なお、アプリの設定方法は町のホームページに掲載しています。

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-2223

